

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 6)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	企画市場局保険企画室	FAX	
担当者名	池田	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b> ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
<b>【質問内容】</b>  保険代理店は保険会社からの委託を受けて、保険契約の締結の代理又は媒介業務を行っている。当該代理・媒介業務によって、保険会社と顧客が保険契約を締結した場合に、顧客が保険会社に対して保険料を支払い、その後に、保険会社から保険代理店に報酬（代理店手数料）が支払われることとなっている。 法第4条第1項の「フリーランスの給付を受領した日」又は「フリーランスが当該役務を提供した日」とは、「保険会社が保険料を収受した日」と解釈することで良いか。  <b>【質問の理由】</b> 当庁の所管事業者の実務に影響がある可能性があることから確認するもの。  <b>【回答】</b> 保険会社が、保険契約の締結の代理又は媒介業務について、顧客から保険料を確実に支払わせるところまでを一連の業務として委託している場合には、当該保険料が払い込まれた時点（「保険会社が保険料を収受した日」）をもって、法第4条第1項の「フリーランスが当該役務を提供した日」と解釈することができるとする予定である。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 7)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	企画市場局保険企画室	FAX	
担当者名	池田	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b> ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
<b>【質問内容】</b> 保険代理店は保険会社からの委託を受けて、保険契約の締結の代理又は媒介業務を行っている。保険会社が保険代理店に支払う報酬（代理店手数料）は、保険代理店による取引額の多寡や委託業務の遂行状況によって変動することが多いが、これによる代理店手数料の変動は、法第5条第1項第2号の「フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること」には該当しないとの解釈で良いか。
<b>【質問の理由】</b> 当庁の所管事業者の実務に影響がある可能性があることから確認するもの。
<b>【回答】</b> 当事者間において、あらかじめ取引額の多寡や委託業務の遂行状況によって報酬が変動することが契約の中で明らかになっており、当該契約内容に従い報酬が決まる場合、成果によって報酬が変動したとしても、報酬の額が定まってから減額したものでなければ、法第5条第1項第2号の「フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減すこと」には該当しない。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 8)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	企画市場局保険企画室	FAX	
担当者名	池田	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b> ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
<b>【質問内容】</b> 保険代理店は保険会社からの委託を受けて、保険契約の締結の代理又は媒介業務を行っている。当該代理・媒介業務により、保険会社と顧客が保険契約を締結した後、顧客の申し出により当該契約が解約された場合に、保険代理店に対する報酬（代理店手数料）を当該解約分だけ戻し入れさせることは、法第5条第1項第2号の「フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減すること」には該当しないとの解釈で良いか。
<b>【質問の理由】</b> 当庁の所管事業者の実務に影響がある可能性があることから確認するもの。
<b>【回答】</b> 一度支払われた報酬を後から徴収するなどして、当初対価として支払われるべき額とされていた額よりも減額される場合には、その対価の名目を問わず、法第5条第1項第2号の「フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減すること」に該当する可能性がある。 もっとも、あらかじめ取引額の多寡や委託業務の遂行状況によって報酬が変動することが契約の中で明らかになっており、当該契約内容に従い報酬が決まる場合、成果によって報酬が変動したとしても、報酬の額が定まってから減額したものでなければ、法第5条第1項第2号の「フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減すること」に該当しないと考える。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 9)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	企画市場局保険企画室	FAX	
担当者名	池田	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b> ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
<b>【質問内容】</b> 保険代理店は保険会社からの委託を受けて、保険契約の締結の代理又は媒介業務を行っている。保険会社が保険代理店に支払う報酬（代理店手数料）は、保険代理店による取引額の多寡や委託業務の遂行状況によって変動することが多いが、これによる代理店手数料の変動は、法第5条第1項第4号の「フリーランスの給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること」には該当しないとの解釈で良いか。
<b>【質問の理由】</b> 当庁の所管事業者の実務に影響がある可能性があることから確認するもの。
<b>【回答】</b> 当事者間において、あらかじめ取引額の多寡や委託業務の遂行状況によって報酬が変動することが契約の中で明らかになっており、当該契約内容に従い報酬が決まる場合、成果によって報酬が変動するかどうかは、同号に該当するかどうかに直接は関係しない。実際の報酬額が、他の代理店と比較して、極端に低い報酬水準となる場合には、法第5条第1項第4号の「フリーランスの給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること」に該当する可能性がある。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 10)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	企画市場局保険企画室	FAX	
担当者名	池田	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b> ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
<b>【質問内容】</b> 法第16条第1項ただし書きにおいて、契約の解除等の30日前までの予告の例外を厚生労働省令で定めることとされているが、当該厚生労働省令での規定内容として想定しているものをご教示いただきたい。
<b>【質問の理由】</b> 当庁の所管事業者の実務に影響がある可能性があることから確認するもの。
<b>【回答】</b> 法第16条第1項に規定する解除等の予告の例外事由について、具体的には今後検討を進めていきたいと考えておりますが、現時点では、例えば、以下のものが想定されると考えております。 ①取引とは関係ない外的な要因により急な解除をせざるを得ず、予告が困難な場合 例：天災等により、業務委託の実施が困難で業務委託を解除する場合  ②取引に関する外的な要因により急な解除をせざるを得ず、予告が困難な場合 例：特定業務委託事業者の上流の発注事業者によるプロジェクトの突然のキャンセルにより、特定業務委託事業者からフリーランスへの業務委託を解除する場合  ③適法な取引の観点から急な解除をせざるを得ず、予告が困難で、急な解除も相当である（予告による保護を図るに値しない）場合 例：不法就労の外国人・運送業の許可を得ていない自動車等での配達などが発覚し、こうした業務を避けるために解除する場合や、フリーランスが反社会的勢力又はその関係者であることが発覚して解除する場合  ④解除することについてフリーランスの責めに帰すべき事由（ただし、軽微なものは除く）があり、予告による保護を図るに値しない場合 例：委託業務について、フリーランスに不履行・不適切な行為（=不履行には当たらないが信頼関係を損ねる行為）等があり、業務委託を継続することが不適当であるとして解除する場合。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 11)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	企画市場局保険企画室	FAX	
担当者名	池田	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

**【質問内容】**

法第16条第1項ただし書きの厚生労働省令において、商法第30条第2項及び会社法第19条第2項の規定による解除（「やむを得ない事由」があるときは、即時解除可能とされている）の場合も含まれるか確認したい。

**【質問の理由】**

当庁の所管事業者の実務に影響がある可能性があることから確認するもの。

**【回答】**

- ご指摘の商法・会社法の規定は民事的な解除権の在り方の規律である一方、本法律案の第16条第1項による事前予告は、こうした民法・商法・会社法等の規定等に基づき発注事業者が解除を行う場合に、フリーランスの置かれた取引状況を踏まえ、個人がフリーランスとして安定的に働く環境を整備する目的から、事前予告の「手続」を課したものであり、規定の趣旨目的・効果が異なっております。
- この点、ご指摘の商法・会社法の規定における「やむを得ない事由」は、例えば、債務不履行のケース等が想定されていると承知しておりますが、いずれにしても、個々のケースにおいて「やむを得ない事由」に該当するかは、個々の契約内容から判断することとされていると承知しております。
- 他方、本法律案の事前予告については、別途ご回答しているとおり、予告不要とする例外を省令で定めることとしており、商法・会社法の規定における「やむを得ない事由」があることをもって、ただちに省令で定める予告不要の例外に該当するものではないが、この予告不要の例外として、フリーランスの債務不履行や信頼棄損行為等の場合も想定していることから、ご指摘の商法・会社法の規定における「やむを得ない事由」と重なる部分も大きいと考えております。
- 法案成立後、フリーランスの取引実態や関係者のご意見を踏まえながら、予告不要とする例外を省令で定めることとしたいと考えております。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 12)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	企画市場局保険企画室	FAX	
担当者名	池田	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b>
※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
<b>【質問内容】</b> 法第16条第2項ただし書きにおいて、フリーランスに対する契約の解除理由の開示の例外を厚生労働省令で定めることとされているが、当該厚生労働省令での規定内容として、想定しているものをご教示いただきたい。
<b>【質問の理由】</b> 当庁の所管事業者の実務に影響がある可能性があることから確認するもの。
<b>【回答】</b> ○ 法第16条第2項に規定するフリーランスに対する契約の解除理由の開示の例外事由について、同条第1項に規定する解除等の予告の例外事由と同様に、具体的には今後検討が必要ですが、現時点においては、例えば、以下のものが想定されると考えております。 ①理由を開示することで第三者の不利益につながるおそれがある場合 例：フリーランスが業務遂行に当たり第三者に不適切な行為をし、当該第三者が特定業務委託事業者に通報したことで、特定業務委託事業者が契約を終了したが、理由を開示することで、当該第三者が特定されフリーランスからの報復など不利益が及ぶおそれがある場合 ②理由を開示することで発注事業者の事業に悪影響が及ぶおそれがある場合 例：フリーランスによるなりすましやアカウントの二重登録等の詐欺的な不正行為により契約が解除された場合、こうした理由を開示することで、特定業務委託事業者のセキュリティ状況等が不正行為をしたフリーランスにも伝わり、さらなる不正行為を助長する場合 ③理由を開示することで公の業務の執行に支障が生じるおそれがある場合 例：特定業務委託事業者に対し、フリーランスについて、警察から捜査への協力要請があり、理由を開示することで捜査への影響が及ぶおそれがある場合 ④フリーランスの人的属性に基づき契約を終了する場合で、理由を開示することにより、更なるトラブルにつながるおそれがある場合 例：フリーランスが反社会的勢力又はその関係者である場合

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 13)

府省名	金融庁	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	企画市場局保険企画室	FAX	
担当者名	池田	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b> ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
<b>【質問内容】</b> 法第16条第2項ただし書きの厚生労働省令において、商法第30条第1項及び会社法第19条第1項の規定による解除（これらの規定に基づく解除は、判例・通説上、解除理由の明示を必要としないとされている模様）の場合も含まれるか確認したい。
<b>【質問の理由】</b> 当庁の所管事業者の実務に影響がある可能性があることから確認するもの。
<b>【回答】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ ご指摘の商法・会社法第19条の規定は民事的な解除権の在り方の規律であり、その意味で、ご指摘の判例も、理由の明示といった手続を求めていないものと思料するが、本法律案の解除理由の提示については、フリーランスの置かれた取引状況を踏まえ、個人がフリーランスとして安定的に働く環境を整備するといった目的から、解除等の理由の開示の「手続」を課したものであり、規定の趣旨目的・効果が異なっております。</li><li>○ 本法律案の解除等の理由の開示については、別途ご回答しているとおり、開示不要とする例外を省令で定めることとしており、ご指摘の商法・会社法の規定による解除であることをもって、ただちに省令で定める開示不要の例外に該当するものではないが、予告不要の例外として、発注事業者や第三者に不利益が生じたりすることのないよう必要な場合を定める予定です。</li><li>○ 法案成立後、フリーランスの取引実態や関係者のご意見を踏まえながら、開示不要とする例外を省令で定めることとしたいと考えております。</li></ul>